

## かの 周南市鹿野地区移住者用住宅入居者募集要項

周南市では、中山間地域への移住を促進するため、市の遊休施設を整備した後に、市外からの転入者に貸し出す「周南市鹿野地区移住者用住宅」の入居者を募集します。

### 1. 貸付物件の概要

名称	周南市鹿野地区移住者用住宅 A 棟・B 棟
所在地	周南市大字鹿野上 2911 番地
家賃	月額 20,000 円程度
敷金	なし
敷地面積	680.16 平方メートル（宅地面積）
建物延床面積	70.38 平方メートル（1 棟分）
構造・間取り	木造スレート葺 2 階建・3DK
建築時期	平成 8 年
設備等	駐 車 場…あり 上下水道…公共水道・下水道 給湯設備…ガス給湯器（プロパンガス）

### 2. 貸付期間

契約の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

（契約期間終了後も継続して利用を希望される場合は、協議の上決定します。）

### 3. 募集戸数

2 戸（A 棟・B 棟各 1 世帯）

### 4. 入居者の費用負担

- （1）電気、ガス、上下水道、ケーブルテレビその他の使用料
- （2）移住者用住宅の敷地内の管理に要する経費（庭の草刈り、駐車場の清掃等）
- （3）付帯設備の維持管理や入居後に必要となった軽微な修繕や改修に要する費用
- （4）入居者自らの責めに帰すべき事由による損害に対する費用
- （5）借家人賠償保険の保険料（火災保険）
- （6）退去時における原状回復、クリーニングに要する費用（市長が認める場合を除く）

### 5. 申込の条件

申込にあたっては次の事項全てを満たすことを条件とします。

- （1）申込時点で市内に住所を有していない者又は市内に住所を有してから 6 月を経過していない者で、賃貸借期間満了後も引き続き本市に居住する意思のあること
- （2）同居する親族がいること
- （3）夫婦のいずれか、もしくはひとり親世帯の親が 50 代以下であること
- （4）応募者及び同居者が、申込時点の住所地における市町村税等の滞納がないこと

- (5) 応募者及び同居者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

## 6. 申込期間

令和4年12月15日（木）から令和5年2月10日（金）まで【17時15分必着】

## 7. 申込方法

次の書類を添付し、持参または郵送で、8. 申込・問合せ先へ提出してください。

- (1) 鹿野地区移住者用住宅利用申込書

※ 申込書は「物件内覧」参加時にお渡しさせていただきます。

- (2) 住民票の写し（入居予定者全員）  
(3) 完納証明書（収入がある入居予定者全員）  
(4) 利用申し込みに係る誓約書

## 8. 物件内覧

物件の内覧については、申込期間中（年末年始を除く）に随時行います。

別紙内覧申込書に必要事項（氏名・住所・電話番号・入居される場合の人数・内覧希望日（候補日2つ以上））をメール又は電話にて9. 申込・問合せ先へご連絡ください。（内覧日は日程調整の上、改めてご連絡します。）

※新型コロナウイルス感染症の状況により、現地内覧は実施できない場合があります。  
※遠方にお住まいの方で、オンライン内覧をご希望の方はご相談ください。

## 9. 申込・問合せ先

〒745-8655 周南市岐山通1-1

周南市役所 地域づくり推進課 中山間地域振興室 宛

電話：0834-22-8336 メール：chusankan@city.shunan.lg.jp

## 10. 入居者の決定等

申込が複数あった場合には、家族構成（小学生以下の子どもがいる世帯を優先など）を考慮して入居者を決定します。結果については、応募者全員に文書にてお知らせします。（2月中旬を予定しています。）

## 11. 入居の時期

入居決定の通知をした日から2か月以内に居住を開始してください。

## 12. その他

- (1) 地域環境に配慮し、敷地内の除草を行うなど適正な維持管理を行うこと  
(2) 自治会に加入し、自治会活動に積極的に参加すること  
(3) 物件は現状での貸付けとします。  
(4) 修繕や改修等を行う場合には本市と協議し、承認を受けてから行うこと  
(5) 対象住宅を第三者へ転貸又は権利譲渡することはできません。